

平成26年第1回邑楽町議会定例会議事日程第5号

平成26年3月19日（水曜日） 午前10時開議

邑楽町議会議場

- 第 1 議案第26号 工事請負契約締結事項の変更について
- 第 2 発議第 1号 国道354号沿線の活性化を求める決議案
- 第 3 閉会中の継続調査について

追加議事日程

- 第 1 発議第2号 邑楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

○出席議員（13名）

1 番	塩 井 早 苗 議員	2 番	原 義 裕 議員
3 番	松 村 潤 議員	5 番	神 谷 長 平 議員
6 番	半 田 晴 議員	7 番	坂 井 孝 次 議員
8 番	大 野 貞 夫 議員	9 番	田部井 健 二 議員
10 番	小 沢 泰 治 議員	11 番	岩 崎 律 夫 議員
12 番	小 島 幸 典 議員	13 番	立 沢 稔 夫 議員
14 番	本 間 恵 治 議員		

○欠席議員（1名）

15 番	細 谷 博 之 議員
------	------------

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金 子 正 一	町 長
堀 井 隆	副 町 長
大 竹 喜 代 子	教 育 長
飯 塚 勝 一	総 務 課 長
橋 本 喜 久 雄	企 画 課 長
諸 井 政 行	税 務 課 長
吉 田 紳 二	住 民 課 長
相 場 利 夫	生 活 環 境 課 長
小 島 敏 晴	保 険 年 金 課 長
河 内 登	福 祉 課 長
大 拙 一	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長
小 島 靖	都 市 建 設 課 長
半 田 実	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
茂 木 一 夫	水 道 課 長
神 山 均	学 校 教 育 課 長
半 田 康 幸	生 涯 学 習 課 長

○職務のため議場に出席した者の職氏名

小	倉	章	利	事	務	局	長
田	部	井	春	彦	書		記

◎開議の宣告

○本間恵治議長 これより本日の会議を開きます。

議事の日程は、配付のとおりであります。

〔午前 10 時 04 分 開議〕

○本間恵治議長 暫時休憩いたします。

〔午前 10 時 04 分 休憩〕

○本間恵治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 1 時 45 分 再開〕

◎日程の追加

○本間恵治議長 大野議員から、呂楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の発議の提出がありました。

この発議は所定の賛成者がありますので、成立しました。本発議を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、本発議を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎追加議事日程第 1 発議第 2 号 呂楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

○本間恵治議長 追加議事日程第 1、発議第 2 号 呂楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

大野貞夫議員。

〔8 番 大野貞夫議員登壇〕

○8 番 大野貞夫議員 発議第 2 号 呂楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例、この標題にあるとおり、これを読み上げまして発議にかえさせていただきます。読み上げた後、質疑にお答えをしていきたいと思います。

それでは、3 枚目をめくっていただきまして。

呂楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

邑楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例（平成26年邑楽町条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

3 平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間における邑楽町長、副町長及び教育長の給料月額、本則本文及び邑楽町長、副町長、教育長等の諸給与支給条例（昭和30年邑楽町条例第12号）第1条の規定にかかわらず、町長にあっては同条第1号に定める給料月額からその100分の20に相当する額を減じた額、副町長及び教育長にあっては同条第2号及び第3号に定める給料月額からその100分の15に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

岩崎律夫議員。

○11番 岩崎律夫議員 提案者にお尋ねをいたします。

減額の理由を少し詳しく知りたいのですが、もう少し詳しくご説明願います。

○本間恵治議長 大野貞夫議員。

○8番 大野貞夫議員 お答えを申し上げます。

額については、これといった根拠はございません。ただ、私は全員協議会の中でも申し上げましたように、この件のことに関しましては、るる全員協議会の中でもお話が出ておりますけれども、こうした過ち、執行部のこの問題に対する態度を見ておりまして、町長の答弁の中身、それらを加味しますと、とても具体的な内容をもって事に当たらなければ示しが見つからないのではないかなというように、端的に言えば、どなたでも賛成できる得る、そういう内容ということで5%、そして1カ月という最低の条件をつけたわけでございます。

以上でございます。

○本間恵治議長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

立沢稔夫議員。

○13番 立沢稔夫議員 質問いたします。

町長、副町長、教育長と3人の給料減額ということでございますけれども、私は町長だけでもよかったのではないかと個人的に考えますが、その辺についての答弁をお願いします。

○本間恵治議長 大野貞夫議員。

○8番 大野貞夫議員 お答えを申し上げます。

今、町長だけでよろしいのではないかと。その気持ちは私も理解をいたします。ただ、行政とい

うのは、最終的な責任問題ということになりますと、町長、そしてそれを補佐する副町長及び教育長、いわゆる三役と言われているこの人たちがやはり共同の責任を持つべきであろうということから、この3名に対しましての文面にしたわけでございます。

以上です。

○本間恵治議長 立沢稔夫議員。

○13番 立沢稔夫議員 いろんな形の中でいろいろ不祥事があったと思われませんが、私としてはちょっと理解しかねますが、発議者の意見でございますので、一応了解をいたします。

○本間恵治議長 ほかに質疑ありますか。

原義裕議員。

○2番 原 義裕議員 そもそもこの問題につきましては、工事等々の契約の問題があったと思うのです。最終的に責任者として町長の判こが押されて、これは責任をとるというふうなことではないかなと思います。したがって、三役ではなくて、町長一人が責任をとるべきではないかなと思いますが、いかがなものでしょうか。

○本間恵治議長 大野貞夫議員。

○8番 大野貞夫議員 お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、行政の責任は町長を頂点といたしまして、やはり執行部とすれば三役、この方たちがやはり共同の責任を負うべきであろうというふうに思います。

1つには、もともと教育問題から端を発したということで、もちろん教育長の問題点もあります。副町長につきましては、やはり最大の町長の補佐役としての役割があると思います。そういう点では、今ご質問の原議員の趣旨は先ほどと同じように理解はいたしますが、私も不本意とは思いますが、この3名の方にそうした形での明確な責任ということで態度をとっていただきたい、こういう考え方でございます。

以上です。

○本間恵治議長 ほかに質疑ありますか。

坂井孝次議員。

○7番 坂井孝次議員 質問させていただきます。

減額をするということで、まず1つには、効果がどんな効果があるか。もう一つには、どんな不具合を考えられておりますか。ちょっと考えられている項目だけでも結構ですので、教えてください。

○本間恵治議長 大野貞夫議員。

○8番 大野貞夫議員 お答えいたします。

減額をすることによってどんな効果があるか。これは、今までのこの流れの中で、町長からは副町長、教育長、3名の連名でもって謝罪文を提出するという話を伺っておりました。しかしながら、

今回のこの件に関しましては、この件に限らず、皆さんご承知のように、このような趣旨の違いはありますけれども、同じような過ちを繰り返し繰り返しやられてきたことは皆さんご承知のとおりであります。そういう点から言いますと、例えば1回、2回過ちがあった、こういうことに関しては当然、常識的に考えても、謝罪文を書くということも、これは大変なことなのですから、それでもよしとするかということにもなると思いますが、先ほど全員協議会の中でも資料をちょっと示しましたように、相当回数こういうことがあります。そして、先ほど全員協議会の中で町長の答弁の中にもありましたように、私はこの謝罪文、前に物を進めるためには書かざるを得なかった、要するにみずからの意思で書いたのかな、誰でもそういうふうにしてはおりましてけれども、そうではなくて、書かされたという意味のことを町長は先ほど発言をされました。私は啞然といたしました。そういう感覚で来ては、この問題をとってないのかな。そういうこともありましたので、私は効果とすれば、不本意ではありますけれども、人の給料を上げたり下げたり、これは私もやりたくありません。しかし、最終的に責任をとるということは、出处進退も含めて、こういう形で来ては解決はできないのではないのか。そのほかに、ほかに方法があれば、やるということも考えられますが、今の時点では、やはりそういう形として見える形で責任をとっていただくということが一番よろしいのではないのかということでこの提案をしておるわけでございます。

それから、2つ目は不具合ですか。不具合ということについては、この後結果的にその処分なりが、これはわかりません、これから結果がどうなるか。その結果によっての不具合ということであるならば、それはやはりその処分を受けた人たちのみずからの判断ということでやらざるを得ないのではないのかというふうに思います。

以上です。

○本間恵治議長 坂井孝次議員。

○7番 坂井孝次議員 ありがとうございます。処分を受けた人という形を話をされておられますけれども、私は、処分をされた人以外、そのことを考えています。ここにおられる職員のことですね。処分の対象になっていない人、その人が機会あるたびに、間違ったらこういう形で謝罪文とかいうことをどんどん書くような環境になったら、私は人が育たないと思います。人を育てるということは、子供もそうですけれども、間違ったら諭してやる。それで、そういうときほど助けてやったら、二度とそういうことはしない、そういうことがあると思うので、本来はこういうことは許すべきだと思っています。だから、私はそういう点で不具合はどうかということをお聞きさせていただきました。

わかりました。ありがとうございます。

○本間恵治議長 大野貞夫議員。

○8番 大野貞夫議員 お答えを申し上げます。

今の坂井議員の気持ちは、私からすれば非常に寛大な考え方で、私はそういう考え方も決して否

定するものではありません。ただ、今度の事の真相というか、実態はそれからさらに離れたことの問題として私は受けとめていますから、こういう形で来ては解決はできないのだろうという気持ちで提案をしたわけでございます。決してこれが恒常的に各職員のところにまで行った場合に、これは当たり前みたいにしてやるなんていうことは、これは許されないことだと思います。ただ、事の成り行きからいって、なぜこういうふうなことになってきたかということは、皆さんよく考えてみればわかることではないでしょうか。そういう点から、私はあえてこういう形として残るもののほうが今回は必要であろうということで提案をさせていただいておるわけでございます。

以上です。

○本間恵治議長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

自席へお戻りください。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

原義裕議員。

〔2番 原 義裕議員登壇〕

○2番 原 義裕議員 私は反対討論をいたします。

先ほど大野議員からの説明等々につきましては、非常に町民に申しわけないという部分というのは多々あると思います。しかしながら、この責任においては、私が先ほどお話ししたように、契約書のサインは町長であり、町長が全面的に責任をとる必要があるかな。確かに所管の教育長並びに学校教育課長も責任もあるかもしれませんが、余りにも、今までの町長の失態等を見ますと、やはりこれにつきましてはいろいろな議員の感情も入ってきている部分が多々あるのではないかなと思います。いろいろな不都合等々を考えてみたときには、やはり最高責任者である町長が全面的に責任をとるべきである。したがって、この条例については私は反対したいと思います。

以上です。

○本間恵治議長 ほかに討論ありませんか。

小島幸典議員。

〔12番 小島幸典議員登壇〕

○12番 小島幸典議員 大野貞夫議員が提出されました給与の特例に関する条例改正案に賛成討論をいたします。

長柄幼稚園改築工事の件の中で、町長、副町長、教育長の3人は謝罪文を出すと言っております。そういう中で、行政執行者の不祥事、不備に関しましては、多々、責任のとり方がいろいろ異なると思いますが、他町の例を見ますと、俸給月50%で手取り46万円、ボーナス40%カットの人も出て

います。また、俸給の削減を議会に自分から、みずから提出している首長もあります、事例として。
今回大野議員の提案に私は賛成いたします。

以上です。

○本間恵治議長 ほかに討論ありませんか。

塩井早苗議員。

〔1 番 塩井早苗議員登壇〕

○1 番 塩井早苗議員 発議第2号 邑楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に反対討論いたします。

理由は、町三役がしっかりとしたおわび状を書いた。二度と起こさないということを約束してくださった。それで謝罪をしている。それにもかかわらず、議会がさらにその上にげんこつをくれるような、こういう、ちょっと言い方がおかしいかもしれませんが、さらに罰を与えるというのに私は納得いかないのです。どうして謝っている人になおさらまたまた罰を与えるというのは、これは人道的な面でも許されることではないように感じるのです。それで、議会と行政は車の両輪といいながらも、両輪ではなくさせているのが私たちの責任にあるのではないかと。みんなそのところを私はもう一度しっかりとそれぞれの方が反省していただきたいし、自分自身もどういうふうにあるべきかということを考えていきたいと思います。よって、この発議第2号に対しましては反対です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○本間恵治議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより発議第2号 邑楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔可否同数〕

○本間恵治議長 可否同数。

ただいまの採決の結果は可否同数でありますので、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決します。

発議第2号 邑楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については、議長は可決と裁決します。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎発言の申し出

○本間恵治議長 町長から発言の申し出がありましたので、許可します。

資料を配りますので、お待ちください。

〔資料配付〕

○本間恵治議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第26号 工事請負契約締結事項の変更の追加議案についてのおわびを申し上げます。

平成25年10月17日に工事請負契約の締結について議決をいただきました。邑楽町立長柄幼稚園改築工事（建築工事）につきましては、工期の延長を2月26日の総務教育常任委員会、2月27日に全員協議会にご報告をさせていただきました。工期の変更については議決事項ではありませんでしたが、工期の変更に伴う工事費に変更が生じるということを失念してしまいました。この結果、契約金額に変更が生ずることとなり、工事請負契約締結事項の変更議案を本来ならば定例会初日に上程すべきところ、追加議案の上程となり、議員の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。

また、長柄幼稚園改築事業の繰越明許費積算の際、事業費の精査を怠り、繰越額に多額の不用額が見込まれることとなり、大変申しわけございませんでした。

今後はこのことを深く反省し、事務執行に当たりましては細心の注意を払い、遺漏のないようにしてまいります。改めて議員の皆様におわび申し上げます。大変申しわけありませんでした。

平成26年3月19日、邑楽町長金子正一、邑楽町副町長、堀井隆代読、邑楽町教育委員会教育長、大竹喜代子代読。

以上でございます。

◎日程第1 議案第26号 工事請負契約締結事項の変更について

○本間恵治議長 日程第1、議案第26号 工事請負契約締結事項の変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第26号 工事請負契約締結事項の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

去る平成25年10月17日に議決をいただきました邑楽町立長柄幼稚園改築工事（建築工事）の請負契約締結事項につきまして、工期延長に伴う経費等の増額により、当初契約金額2億7,510万円を2億7,959万2,800円に変更する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

田部井健二議員。

○9番 田部井健二議員 町長、今町長の給料の関係について議会から発議が申し出され、議決をされました。その中で、町長一人でいいのではないかという意見も出ました。私もまさにそのとおりだと思っています。あなたが今回の件を重んじるならば、あなたがみずからそういうことを申し出て、議員の言うとおりなのですよ、私の責任で処理をしたい、そして副町長、教育長、担当課長には私のほうから厳重注意をするということで免じていただきたいと、そういう発言をあなたはすべきなのですよ。それを一番最初にあなたが逃げ回るから、議会でこういう判断をしなくてはならないのだと私は思っています。議員のほうからも、決して何もしなくてもいいというので立たなかったのではないのですよ。副町長、教育長まで及ばなくもいいのだと。あなたがそういう判断をなさいと。私もまさにそのとおりだと思っているのです。その判断ができないで、それで結局は副町長や教育長にも迷惑をかけるということになるのです。

これは9月のときもそのとおりです。あなたと副町長が同率で10%、1カ月、そういう判断をなさるわけです。そのときだって、そういう思いがあるのなら、例えばあなたが1カ月15%、それで副町長のほうには私のほうから注意をするということで理解をしていただきたいと言えば、議員は全てそれで納得をするのです。いつでもそういう態度があなたには見られない。いかがですか。

○本間恵治議長 金子町長。

○金子正一町長 ただいまおわびを申し上げました。そのようなことで、今後十分こういった間違いが起きないように反省をして、執行に当たっていきたいということです。

それから、みずからの提案をということですが、これについては三役で相談をした中で私自身が決定をして、議員の皆さんに委ねたということになりますが、議員が言われることもございまして。今後十分注意をして事務執行に当たっていきたいと、このように思います。

○本間恵治議長 田部井健二議員。

○9番 田部井健二議員 私の質問に一切答えていただけないのです。何でこういうことになったかというと、あなたの謝罪文はこんなに出ているのです。そのたびに今みたいな話をするわけですよ、遺漏のないようにする、申しわけなかった、二度と繰り返さない。一度も守られない。全て謝罪文ですよ、あなたの。また1枚ふえてしまいましたけれども。私が言うのは、こういう中にも副町長や教育長の名前など載せないで、あなたがトップリーダーなのですから、あなたの名前一人で済むように、そういう計らいもあなたはするのですよ。何で巻き込むのですか、副町長や教育長を。その分も、私のところで、私が重ね重ね三役あわせておわびを申し上げたいと言ったほうがきれいにおさまるではないですか。こういうふうには3人の名前で出てくるという話になるから、議会のほうには3人の責任を問わざるを得ないのです。私は、先ほど議員が言った、町長が一人で責任をとるべき、まさにそのとおりだと私も思っているのです。あなたにはみじんもそういうかけらがありません。

す。

そして、今回のことに言わせていただければ、あなたは全員協議会の中でも、9月に私どもが給料を減じたのと今回に関しては中身が違う。あのときは地方自治法に違反をして、法律違反をしてしまったのだと。今回は法律違反していない、合法だと、そんなことまで言っているわけです。私は全員協議会の中でも申し上げました。中身については、私は今回のほうがよっぽどひどいという話をしました。そしたら、あなたは、9月のほうがひどいのだ、今回はそんなにひどくないのだと、そういう話をして、だから9月は給与を減じたけれども、今回はそこまでのことをする必要がないのだという判断をしたのだと、そういう話をあなたはしました。私はとんでもないことだと思っています。9月の話は、確かに議決案件を飛ばして勝手に行ってしまった。処理をしてしまった。地方自治法に違反をする法令違反です。そういうことです。ただ、中身については、片や30万円ぐらい足りなくなった、片や十数万円金が余った。この契約変更という中身です。今回の中身は何ですか。失念をしてしまった。それで追加議案でこのことは出てくる。

さらに騒動を大きくしたのは、契約変更する金額です。これが1週間で3度も変わってしまった。最初に出てきたのが700万円、次に550万円、次に450万円、もちろん約ですけれども。果たして、1週間で3回金額が変わった。議員はどの金額を信用すればいいのですか。今になってみれば、どの金額が一番正当性があるか、誰が判断できるのですか。私は、正当な判断をできる議員など一人もいないと思っています。そういう混乱に輪をかけるような事態を起こしたのは、まさにあなたなのです。それで、そのときよりも今回のほうが軽いのだと、そういう認識を持つから、何度も何度も同じ過ちを繰り返すのです。きょうの全員協議会の中で教育長に私は言いました。私は、9月よりも今回ののが中身が悪い。なぜかという、全員協議会でお話をしたとおりです。9月の法令違反、確かに大変な問題でしたけれども、人様に迷惑はかけていない。実害もこうむっていない。しかし、今回のことに関しては、700万円が550万円になり、450万円になり、この過程において、設計業者がいいかげんなのではないかと、請負業者が欲をかき過ぎているのではないかと、そういう話まで出てきました。ということは、そういう契約をした相手先の信用にかかわるような、そういう話にもなるわけです。大変な迷惑をかけているのではないですか。本当にそのとおりなら、それはそれで仕方がないのです。私はそうは思っていません。設計業者も請負業者もきのう、きょうの付き合いではないわけです。私はそんなひどいことをするような、そんな業者だと私は思っていません。私がそういうことをここで言ってあげなかったら、業者、かわいそうではないですか。

なおかつ、この問題の処理については全員協議会でもお話ししました。あと10日もすれば、問題を起こした学校教育課で処理をするのではなくて、まさに今回の機構改革の目玉である子ども支援課で後始末をしなくてはならない。どんな職員がそこへ行くのですか。誰が後始末をするのですか、人のやった不祥事を。ということは、同じ職員にも迷惑をかけるのです。

私は教育長にも言いました。どこの部署でやったからいいのだという話ではないけれども、人に

迷惑をかけるこういう間違いが学校教育課から出たということはまさに最悪ですねと。一番こういう、人に迷惑をかけるような事案を出してはいけないところなのですよと。そうでしょう。子供たちに、元気に大きな声で挨拶をしましょう、人様に迷惑をかけてはいけませんよと、そういうまさに指導する部署ではないですか。そこが人様に迷惑をかける。大変な話ではないですか。私は議員にさせていただいてから間もなく7年になりますけれども、教育委員会でこういう問題は初めてあります。前任の川田教育長のときにも、きっとこんな話はなかったし、その後あなたがつくった1年10カ月間の教育長職務代理時代、こんな話は当然なかったですよ、人に迷惑をかけるような話は。それが今の教育長のときになってこの問題が起きてしまった。私はもちろん教育長を責めるつもりは一切ありません。教育長に一点の非があったとも私は思っていません。しかし、私は、教育長が初めてあの席に座ったときに、私は教育長に申し上げました。あなたのその席は非常に職責が重いですよ、あなたが何の落ち度もなく、何の非がなくても、学校や先生や自分の所管で問題が起これば、その監督、管理責任というものがついてくるのですよという話を私はした覚えがあります。そして、私は大竹教育長、信頼も信用もしている、しっかりとお願いをしますと。私はそんな方に減給処分というようなことを突きつけたくありませんよ。それには、あなたがみずから自分を厳しく律して、副町長や教育長にその累が及ばない、そういうことをまさにすべきなのです。何をやったのですか、あなたは。一番最初に責任回避をして、今回はそんなに責任が重くないのだ、そういうことをする必要はないのだ。一番最初に逃げるのではないですか。だからこういう話になるのです。いかがですか。

○本間恵治議長 金子町長。

○金子正一町長 今議員のご意見が、発議の問題に背景としては発展したかというふうに思っています。そのことが今まさに可決をされたということを考えたときには、これは議会の判断を重く受けとめて、今後ますます進めていかなければならない、そのように思っておりますので、今議員のほうからのお話がありましたが、その分については先ほどおわび状でおわびしたということでございますので、ぜひお願いをしたいと思います。

以上です。

○本間恵治議長 田部井健二議員。

○9番 田部井健二議員 議長、お聞きのとおりで、私の質問には一切答えていただいておりますので、その辺はお含みおきをいただきたいと思います。

私はこの席から、町長には何度も何度も指摘をしたり、お話をしたりしています。しかるに、私は一度として町長に、難しいこと、大変なこと、そういうお願いをしたつもりは一度もありません。私がこの席からお願いをしているのはいつでも2点だけです。恥ずかしいことはしないでください、人に迷惑をかけるようなことだけはしないでください。私はいつでもこの2点しかお話をしていないのですよ。

今回もまさにそうです。私はあなたに、身の丈以上の仕事をしろとか、誠実に生きろとか、そんな君子がするような話を求めているのではないのです。70歳を過ぎた人間として恥ずかしいことはもうしないほうがいいですよと。人に迷惑を及ぼすようなことはしないほうがいいですよという話を常々しているのですよ。今回もそうです。状況がわかっているでしょう。議会にこんな判断をさせるのではないのですよ。誰が喜んで人の金に手をつけたいのですか。そんなことは誰ひとりしたくないのですよ。あなたが自分で、みずからけじめのつけ方もわからないからこんな状況にもなるのですよ。あなたのわび状、誰が欲しがらるのですか、こんなにこんなに、何枚あると思いますか。そのたびに、申しわけなかった、二度とこんなことがないように。あなたが最後に出したわび状はたしか去年の9月でしたね。身を律してこれからは町政運営に当たる、二度とこういうことはないようにやるのだと約束をしたのが9月ですよ。それで、12月には既に中央公民館の設計業者、委託料云々、180万円について委員会に諮りながら、勝手に取り下げてしまったと。委員会無視、議会軽視、さんざん怒られて、謝ったばかりではないですか。9月におわびをして、もう12月には謝っているのですよ。私はそのときにははっきり言いました。あなたはこういう問題をまた必ず起こすのですと私は断言していますよ。そういうふうに言われたら、悔しいと思ったら、もう二度と起こさない努力をするのですよ、普通の人は。それがどうですか。年が明あけてすぐに、今度は中央公民館に絡む地域再生事業の云々で、また手順を間違った、また平気で謝ってばかりではないですか。全員協議会の中で深々と、申しわけなかった、議会に先に理解をいただくべきだった、それが前後してしまっただと、そんなので頭を下げて、もうこういうことがないようにとなったのでしょうか。今回ですよ。誰があなたのおわびの言葉を信用するのですか。

最後にお聞きします。この問題の後始末、子ども支援課、誰が行って、誰が後始末をするのですか。わかったら教えてください。

○本間恵治議長 金子町長。

○金子正一町長 人事の関係については、今担当と三役で協議しているところであります。どなたかということはまだ決まっていないので、その後のことについては大変なことが残るわけですが、十分それを引きずらないように行っていただける方を考えていきたいと、こんなふうに思っています、今具体的にどなたという話は。

○本間恵治議長 田部井健二議員。

○9番 田部井健二議員 もうそういうお答えは当然来るとは思っていましたけれども、今決まっていなくても、あと27時間か28時間すれば、役場中で知らない人はいなくなるのですよ。全ての職員がわかるわけです。そのときに、全ての職員が、ああ、かわいそうにねという人が生まれるのですよ、あなたの責任の上で。そんなポジションをつくるのではないのです。

それと、最後に申ししておきますよ。先ほど町長がわび状を申し上げました。副町長と教育長が起立をして一緒に頭を下げましたが、私は、学校教育課長も一緒に立って頭を下げて当たり前

だと、私はそのように感じました。

以上。

○本間恵治議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

田部井健二議員。

〔9番 田部井健二議員登壇〕

○9番 田部井健二議員 追加議案で出されましたこの議案第26号につきまして、賛成討論を行います。

私は先ほども申しました。1週間で3回金額が変わってしまった。700万円、550万円、450万円、今回示されている額です。私は、どの金額が一番正当性があるって妥当で正しいのか、当然いまだに判断がついていません。この判断を明確につけられる議員が私はいないと思っています。仮に町民の方から説明責任を求められても、私には納得をしていただけるだけの説明をする自信も毛頭ございません。

では、中身がわからなくて、説明ができなくて、どうして賛成をするのかということになりますけれども、わかっていることがあるわけです。それは、これに反対をして認めなければ、さらに混乱が大きくなって、工期がさらに延びるという心配が想定をされます。そうすると、さらに無駄な経費がかかって、最悪、幼稚園の新築、新しくなるのを心待ちにしている子供たちに迷惑をかけるということだけははっきりとわかっているわけです。こういう混乱の中で最終的に子供たちに迷惑をかけるようなことがあってはならない。これは私は先ほどの全員協議会の中でも、議員さん、多くの方が言いました。幼稚園、早くきちんとしたものをつくって子供たちに与えてあげたい。私は、共通をしている心根だと思っています。この案件に反対のできる人なんか一人もいないのですよ、わけがわからなくても。わけがわからないのに賛成をさせられる、こういう屈辱的な判断を二度と議会に私は求めないでいただきたい。今の町長には、私はもう箱物をつくっていただきたくない。箱物をつくるたびにこんな騒動を起こすではありませんか。私は中央公民館の建設に向けて、決して反対をしているものではありません。もう事がここまで進んでしまったのですから、私は、せっかくつくるのであれば、きちんとした立派な中央公民館ができたほうがいいと思っています。でも、それは今の町長では無理です。違う町長にきちんとしたものをつくっていただきたいということを最後に要望いたしまして、賛成の討論といたします。

○本間恵治議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第26号 工事請負契約締結事項の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 発議第1号 国道354号沿線の活性化を求める決議案

○本間恵治議長 日程第2、発議第1号 国道354号沿線の活性化を求める決議案を議題とします。

提出者の説明を求めます。

立沢稔夫議員。

○13番 立沢稔夫議員 さて、町長、昨日は、ただいまほかの議員も申し上げたとおり、中央公民館の予算が可決されました。町長の念願である中央公民館かもしれません。しかし、ただいまは大きな議事を、それぞれ議会議員の協力によりまして一つ一つ成立しているわけでございます。ただ、町長、ここで安堵の気持ちを持たれたら困ります。これから私たち有志が、これからの邑楽町についてどうあるべきかを考えまして、きょうは決議案を提案申し上げるわけでございます。

昨年の暮れに東毛広域幹線道路国道354号が開通しました。私たち町の町民がこのバイパスを利用いたしまして、東は羽生市ですか、それから西、北に参りますと太田市、大泉町、非常にアクセス道路が便利となりまして、たくさんの町民が町外へと買い物に出かけております。我が町は今町の中に商業ゾーンという形ですか、中野地区を中心としただけの食品スーパー、そしてホームセンターがございまして。ただ、今354の道路アクセスがこれだけ便利になったということで、非常に町民、地域住民から、354バイパスのこれからの利用を考えてほしいということを何度も申し上げられております。また、町の活性化、財政面においても、私はまさにそのとおりかと思っております。私は、町の開発計画を絶対に休止してはならない、こういうことをいつも願ってきております。工業団地もほとんど満杯になった。次に町は何をやるか、そういうことを念頭におきたいと、こんなふうに思っております。幸い平成17年、邑楽町の商業ゾーンということで、354号沿線が商業ゾーンの中に指定されてあるわけでございます。そういった意味を含めまして、議員有志による決議案をこれから朗読をもって提案申し上げたいと思っております。

長年の懸案であった国道354号、東毛広域幹線道路の大泉邑楽バイパスが平成25年9月28日に供用開始されました。年内には高崎市から板倉町まで全長58.61キロが全線開通の予定です。これにより、ますます利便性が向上し、交通量もふえ、邑楽町を通る人たちもおのずと増加してまいりま

す。南北の道路も国道122号線を利用し、太田市、桐生市、そしてみどり市、道路交通網の整備が進み、邑楽町にとっても非常によい環境が整いつつあります。

しかしながら、現状では邑楽町には集客施設が少なく、町内に足を止めることなく通過していく車両が数多く見られます。さらに、町内の買い物客においては千代田町のジョイフル本田、そして幹線道路を利用しての太田市、大泉町に多数流出している現状であります。まちづくりの観点からも、商業、工業、農業のバランスをとり、同一町内で「人・物・金」を動かすことが重要だと言われています。日用必需品、食料品などを町外へ求めに行く状況を見ると、邑楽町は商業のウエートが著しく低い状況にあると考えられます。

群馬県内でも大型ショッピングセンターが毎年のように開店し、多くの人々が来店し、にぎわいを創造しています。幸いにも町では以前、邑楽町都市計画マスタープランの中で、国道354号沿いに商業施設を想定した新市街地構想を掲げており、将来のまちづくりの一つに計画されています。また、商業施設ができることにより、「町民の利便性の向上、雇用の拡大、税収の増加」などの大きな経済効果をもたらします。国道354号沿線に大きな駐車場スペースを備えた商業施設を誘致できるよう、邑楽町第六次総合計画に位置づけるなど、町の活性化の推進を求めます。

以上、よろしくお願いいたします。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

大野貞夫議員。

○8番 大野貞夫議員 ただいま提案者から説明を受けました。全体的なこの趣旨の内容からいって、これからの町の活性化ということを思ったときには大変結構なことではないかというふうに思います。ただ、このことを実際に実現していくということになりますと、今現在邑楽町の地図を見ますと、いわゆる商業施設、いろんな色分けができているわけですが、いわゆる青地、白地、こういうものが非常に広大に入り組んでいるというところで、例えばこういうところに何か店を出したいと言っている、そこのところの問題が解決をしていなければ、なかなか出したくても出せないという条件もいっぱいあるわけですね。こういう問題をひとつまず解決していくためには、この目的に沿ってやろうとすれば、必ずそういう制約なりなにはあるわけですが、その辺はこれからどうしていけばいいのか、その辺の考え方がございましたらばご説明をいただきたいと思います。

○本間恵治議長 立沢稔夫議員。

○13番 立沢稔夫議員 お答えという言葉になるか、その辺は非常に難しい言葉かなと思います。今までも、十数年前にこの地域が、今私が申し上げた地域が商業ゾーンにしようかというお話ございました。しかし、その当時は非常に地域によっては、農業地域という言葉でいいのでしょうか、そういったいろいろな開発に対する条件がございまして、成立までに至っていなかったということを知っております。

しかし、そういう中で私たち有志議員は、いろいろ何年となくそういった問題を取り上げる中で、

とにかく行動を起こさなければ、まず前へ進むことは無理ではないかというふうに思いまして、今回決議案を提出させていただいたわけでございます。その辺については、これから町がこの決議案に対してどういう対応をしてくれるか、その辺に私は委ねる必要もあるのではないかとということで、まだ解決できるか、そういうことは未知の世界でございます。ただ、議会議員としては、未知の世界に臨むのも一つの議員の役割かと、私はこんなふうに思っておりますので、どうか有志議員に名前を連ねなかった議員の皆さんにもぜひご協力をお願いして、町にそれぞれの立場で強力に推し進めることをお願いしたいと思います。

以上です。

○本間恵治議長 大野貞夫議員。

○8番 大野貞夫議員 わかりました。そういう立沢議員の、そういったいわゆる活性化をしていくという前向きな気持ちのあらわれが一つはこういう決議案としてなされてきたのかというふうに思います。現実には、やはり行政の進捗状況、何事についてもそうなのですが、やはりなかなかスピードアップができていない。全般的に見てですね。そういう点からすれば、やはり個々に具体的に、例えばそういった評価の見直しだとか、いわゆる委員会等もございまして、具体的にそういうところから、この地域はこうだというようなことを町の行政ともタイアップしながら進めていくということが、やっぱり具体的な問題を実現するという点では非常に大事なことかと思っておりますので、その辺もひとつ加味をして、私はこの決議案にも賛成をいたしますので、その辺をひとつこれから私たちも一緒になって勉強していきたいと思っております。ありがとうございました。

○本間恵治議長 ほかに質疑ありませんか。

田部井健二議員。

○9番 田部井健二議員 私もこれを読ませていただいて、決して反対をするものではありません。

ただ一つ、まず確認をさせていただきたいのは、この決議案を可決をした場合と何もしない場合とかなり大きな開きがあるのですが、邑楽町議会としてこれを決議をするということは、遅々として進まないのが一歩でも二歩でも三歩でも前に出ていくのだという即効性というか、効果が期待できる、そういう決議書になるわけなのですか。それとも、やってもやらなくても同じ、ただ決議をしたというだけに終わってしまうような話になるのか、その辺を教えていただければと思います。

○本間恵治議長 立沢稔夫議員。

○13番 立沢稔夫議員 現状のままで考えると、非常に状況としては厳しい状況にあるかと思っております。しかしながら、やはりその中で私たちはまちづくりを考えた中で、かけという言葉ではないですけども、ひとつかけをしなければならないかな。見直し時期に来ている邑楽町、そういったものを町は大きく取り上げていただきまして、はっきりとしたこれからの町の方向性の総合計画を練ってもらおうと。ただ、私が思うのは、計画というのはあくまでも計画であって、実行に移る可能性が非常に薄いです。ですから、その中でも、ここはこういう方向性の計画が非常に強いよというものを

町に私たちとして強力にアタックしまして、そういったことのないように、私は言葉として後ろへ戻ることは非常に嫌いでございます。ですから、皆さんにも、私たちだけの力ではとても難しいと私は思います。議会の挙げ、そして町を挙げ、そして町執行部が、関係者が本当にその辺のところを前向きに向かなければ、議会が幾ら騒いでも絵に描いた餅になります。ぜひともそういったことで、私たちも一生懸命頑張りたい。先が見えない。これぐらい自分で見て、次には何をやろうかという気持ちは私は大きいのではないかと思いますので、皆さんのそういったご意見をどんどんいただきたい、そんなふうに思いますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

○本間恵治議長 田部井健二議員。

○9番 田部井健二議員 私がなぜお聞きをしたかといいますと、今発議者のほうから非常に厳しいというお話をされましたけれども、私の持っている認識では、厳しいのではなくて、絶望的だという認識を持っております。だから、この決議案を可決することによって、その絶望的なところに光が差し込んで前に進んで、これが実現をできる可能性があるということであればありがたい話ですけれども、ただパフォーマンス的に決議案を出して決議をしたとただだけで事が何も解決しない、何も進まないということでもしょうがないかなという思いがあります。現実はそのような状況だというふうにお聞きをします。

そして、今話がありました。町が、議会が、そういうレベルで解決のできる話ならば、それはそれとして幾らでも道は開けるでしょうけれども、ハードルがはるかに高いところで難しい話だというふうになっているという認識を私は持っています。その辺はどのようにクリアができるのか、方策なり方法があったらお示しをしていただければありがたいなと思います。

○本間恵治議長 立沢稔夫議員。

○13番 立沢稔夫議員 この地域を考えると、今田部井議員の申し上げたそういったものが実態に当てはまっていると私は思います。しかしながら、やはり不可能なものを可能にできるように私たちも頑張るのが一つの決議案のまとまりかと私は思います。初めから絶望を考えた中で物をやる人は誰もいません。たとえ不可能になっても、これはやはりそれだけとった行動に大きな教訓が私は残るのではないかと、そんなふうに思います。ですから、ぜひ皆さんが後ろ向きにならないで、前向きになってぜひ応援をお願いしたい、私はこれだけだと思います。

以上です。

○本間恵治議長 ほかに質疑ありますか。

原義裕議員。

○2番 原 義裕議員 この活性化につきましては、私なんか議員になって以来の問題なのです。ただ、地権者の熱意というか、地権者自体の意識というのが、今まで私が感じ取っているのではちょっと少な目かなというふうなものがあります。ですから、ぜひこれを議決していただいて、地権者の方たちにも意識向上し、町に対して、地権者……

○本間恵治議長 原議員、済みません。賛成者になっているので、質疑はできません、原則として。
討論をお願いします。

○2番 原 義裕議員 済みません。そういうことで、これをぜひ可決していただいて、意識向上を
してもらって、これを進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○本間恵治議長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

自席へお願いします。

○本間恵治議長 これより討論に入ります。

討論ありませんか。

小島幸典議員。

〔12番 小島幸典議員登壇〕

○12番 小島幸典議員 発議第1号 国道354号沿線の活性化を求める決議案に賛成討論をいたします。

提出決議案説明のとおり、国道354号大泉邑楽バイパスの開通により、東北自動車道及び北関東自動車道の観光通過道路として多種多様の流通地域になることは間違いありません。近隣市町村を見ますと、もう何十年も前から足利市ではトリコット団地跡地にアピタショッピングモールができ、最近では佐野市では東北自動車道佐野藤岡インター及び国道50号沿いに佐野プレミアムアウトレットがあり、また太田市では国道122号沿いにイオンショッピングモール、館林市においても国道354号の沿線にアピタショッピングモール、さらに皆様ご存じとおり、近く千代田町では3年前にジョイフル本田がオープンし、大変なにぎわいであります。本町においても商業誘致設置を含めた複合的な未来志向の都市計画は、他県、他町からのさらなる集客も可能とし、国道122号、国道354号を通る観光客もあります。邑楽町の農産物の拡販と、また町の働く人、雇用創出につながり、町民の生活向上に寄与することは間違いありません。提出議案については敏速に行政と議会とが一致団結して予算計上をして実現に向かうよう方策を早々研究行動することを希望して、賛成討論といたします。

○本間恵治議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより発議第1号 国道354号沿線の活性化を求める決議案を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 閉会中の継続調査について

○本間恵治議長 日程第3、閉会中の継続調査について議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に印刷配付しておきました継続調査事項一覧表のとおり申し出がありました。

お諮りします。各委員長より申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定します。

◎町長の挨拶

○本間恵治議長 これをもちまして定例会の日程は全部終了しました。

閉会に当たり町長から発言の申し出がありましたけれども、お断りを申し上げます。先ほど議会の中で可決されました町長、副町長、そして教育長の給与の減額の条例が可決されたわけですが、議員の皆さんの意見を聞くと、町長だけでもいいのではないかという意見もありました。私は、そういった意味では、町長みずから最高責任者の自覚のもとにきちんとした判断を下せば、ほかの人は私は免れたのではないかなという気持ちもあります。これを契機に本当に身を引き締めてきちんとした行政運営ができますように心からお願いを申し上げまして、終了させていただきます。よろしくお願いします。

◎閉会の宣告

○本間恵治議長 以上で平成26年第1回邑楽町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。お疲れさまでした。

〔午後 3時02分 閉会〕